

## 「ステュワードシップ責任を果たすための方針」の改正について

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 根岸 秋男）は、2015年4月1日付で、当社の「ステュワードシップ責任を果たすための方針」を改正しましたのでお知らせします。

また、本方針の改正とあわせ、現在公表している「議決権行使への取組みについて」を「一般勘定の議決権行使への取組みについて」に改正するとともに、「特別勘定の議決権行使への取組みについて」を新たに策定しております。

1. **別紙1** 「ステュワードシップ責任を果たすための方針」
  - ・「ステュワードシップ活動の充実に向けた取組み」を追加
  - ・特別勘定の議決権行使の考え方を新たに策定したことに伴い、改正

■ 「ステュワードシップ責任を果たすための方針」URL  
[http://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/governance/pdf/meijiyasuda\\_stewardship.pdf](http://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/governance/pdf/meijiyasuda_stewardship.pdf)
2. **別紙2** 「一般勘定の議決権行使への取組みについて」
  - ・「対話の実施状況」を追加

■ 「一般勘定の議決権行使への取組みについて」URL  
[http://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/governance/pdf/vote\\_approach.pdf](http://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/governance/pdf/vote_approach.pdf)
3. **別紙3** 「特別勘定の議決権行使への取組みについて」
  - ・特別勘定の議決権行使の考え方を新たに策定したことに伴い、新設
  - ・当該考え方に基づく議決権行使は、投資先企業への周知期間や改正会社法およびコーポレートガバナンス・コードの浸透期間も見据え、2016年4月から開始予定
  - ・2016年4月以降の特別勘定の議決権行使結果は、議案の主な種類ごとに整理・集計し、公表

■ 「特別勘定の議決権行使への取組みについて」URL  
[http://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/governance/pdf/separate\\_account.pdf](http://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/governance/pdf/separate_account.pdf)

## スチュワードシップ責任を果たすための方針

### 1. 目的

- 本方針は、当社がスチュワードシップ責任を果たすための基本的な事項を定め、責任ある機関投資家として適切に行動する姿勢を明確にすることを目的としています。

### 2. 基本的な考え方

- 当社では、中長期的な視点に立ち、リスクを抑制しながら運用収益を確保することがお客さまに対する当然の責務であると認識のうえ、投資先企業の企業価値向上に伴う株主としての利益を中長期的かつ安定的に享受していくことを基本的な考え方として、株式投資を行なっています。その中で投資先企業との対話等を通じて、投資先企業の企業価値が最大となるよう促すことで、機関投資家としての責任を果たします。

### 3. 具体的取組み

#### (1) 投資先企業の状況の把握

- 当社は、対話および議決権行使を適切に行なうため、投資先企業の状況を的確に把握します。

#### (2) 対話

- 当社は、中長期的な視点から、投資先企業の持続的成長への取組みやコーポレートガバナンスの態勢等について、対話を実施します。

#### (3) 議決権行使

- 議決権行使については、当社ルールに則り、以下の考え方のもと、適切に対応します。
  - ・ 経営手法やコーポレートガバナンスの形態等については、その企業の独自性等を尊重することを基本としていますが、株主利益の向上への取組みやコーポレートガバナンスの態勢・機能に問題があると考えられる企業については、企業との積極的な対話や株主議決権の適切な行使を通じて、中長期的な観点からの企業価値および株主利益の向上に資する取組みを要望することとしています。
  - ・ 株主総会に提出された個々の議案については、すべての議案を確認し、企業のコーポレートガバナンス機能確保の観点から問題があると判断される議案、株主利益を毀損する可能性があると考えられる議案に対しては、株主として必要な働きかけや意思表示等を行ないます。
  - ・ 詳細は「一般勘定の議決権行使への取組みについて」([http://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/governance/pdf/vote\\_approach.pdf](http://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/governance/pdf/vote_approach.pdf)) および「特別勘定の議決権行

使への取組みについて」 ([http://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/governance/pdf/separate\\_account.pdf](http://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/governance/pdf/separate_account.pdf)) をご参照ください。

(4) 定期的な報告等

- 本方針の実施状況について定期的に開示します。

(5) スチュワードシップ活動の充実に向けた取組み

- 経営会議の諮問機関である責任投資推進委員会において、対話や議決権行使の状況をモニタリングし、適切性について定期的に検証しています。この結果をふまえ、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」や「一般勘定の議決権行使への取組みについて」、「特別勘定の議決権行使への取組みについて」についても適宜見直します。こうした取組みにより、将来のスチュワードシップ活動がより適切なものとなるよう、態勢の整備・高度化に努めます。

(6) 利益相反管理

- スチュワードシップ活動において利益相反が生じる場合は、お客さまの利益を第一として行動します。お客さまの利益が不当に害されることを未然に防止するため、当社業務全般において利益相反管理を定めた「利益相反管理方針」(<http://www.meijiyasuda.co.jp/reciprocity/index.html>) に則り、適切に管理します。

以 上

## 一般勘定の議決権行使への取組みについて

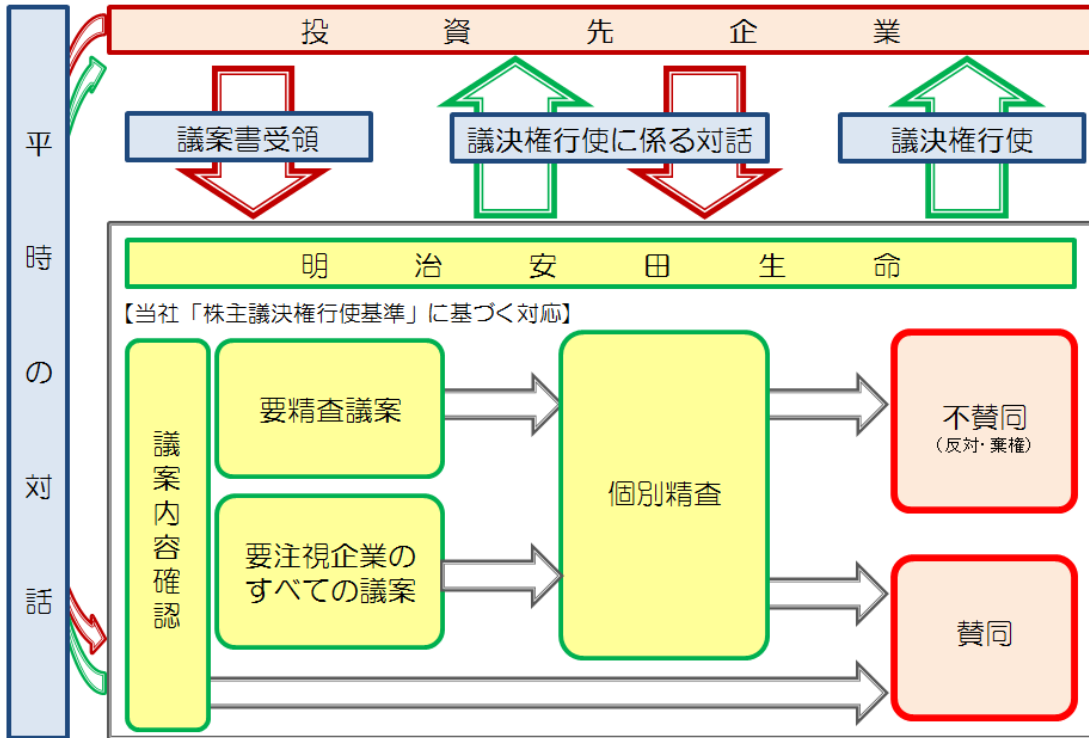
### 1. 議決権行使にあたっての基本的な考え方

- 当社は投資先企業に、中長期的な企業価値の向上を通じた株主利益の拡大、および、その前提となるコーポレートガバナンスが十分機能した経営の遂行を求めます。
- 経営手法やコーポレートガバナンスの形態等については、その企業の独自性等を尊重することを基本としていますが、株主利益向上への取組みやコーポレートガバナンスの態勢・機能に問題があると考えられる企業については、企業との積極的な対話や株主議決権の適切な行使を通じて、中長期的な観点からの企業価値および株主利益の向上に資する取組みを要望することとしています。
- 株主総会に提出された個々の議案については、すべての議案を確認し、企業のコーポレートガバナンス機能確保の観点から問題があると判断される議案、株主利益を毀損する可能性があると考えられる議案に対しては、株主として必要な働きかけや意思表示等を行いません。
- 特に「『責任ある機関投資家』の諸原則〈日本版ステュワードシップ・コード〉」が対象とする国内上場株式会社については、平時からの企業との対話などを踏まえて議決権行使を行いません。

### 2. 議決権行使のプロセス

- 個別議案の議決権行使にあたっては、上記の基本方針に従い、当社のルールに基づいて実施します。
- 投資先企業すべての議案内容を確認して精査を要する議案(後述3. 参照)を選定するとともに、企業業績・財務状況の推移、株主への利益還元姿勢、コンプライアンス態勢等に問題があると考えられる企業(後述4. 参照)については、「要注視企業」として全議案の精査を行いません。
- 精査を行なう議案については、必要に応じて問題の背景や今後の対応等について、企業との対話を実施します。
- 上記のプロセスを経たうえで、平時における対話の内容や企業の改善に向けた取組みの状況なども踏まえながら、最終的な賛否判断を行いません(下図参照)。

《議決権行使プロセス(イメージ)》



3. 「要精査議案」について

- 当社では、すべての議案につき適切な議決権行使を行なうことを前提としますが、企業のコーポレートガバナンス機能確保の観点から問題があると判断される議案や株主利益を毀損する可能性があるとして判断された議案については、「要精査議案」として内容をより重点的に検討したうえで賛否を判断します。主な要精査議案および各議案における賛否の判断基準は以下のとおりです。

《主な要精査議案および賛否の判断基準》

議案名	判断基準
取締役選任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役としての資質に明らかな問題はないか</li> <li>・不祥事を起こした企業において、その責任が重いと判断される選任候補者はいないか</li> <li>・経営に問題が認められる企業において、在任期間が長期にわたる再任候補者はいないか</li> <li>・<u>上場企業において在任役員含め社外取締役が1名以上選任されているか</u></li> <li>・<u>上場企業において再任となる社外取締役の前事業年度の取締役会への出席率が一定比率を下回っていないか</u></li> </ul>

退職慰労金・弔慰金贈呈	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不祥事を起こした企業において、その責任が重いと判断される役員が対象者に含まれていないか</li> <li>・<u>上場企業において社外監査役が贈呈対象者に含まれていないか</u></li> <li>※退職慰労金・弔慰金制度廃止に伴う打ち切り支給は原則賛成</li> </ul>
募集株式の発行 株式第三者割当による増資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行価格が公正な価格であるか</li> <li>・大量発行による過度な株式価値希釈化の恐れはないか</li> </ul>
合併、事業譲渡・譲受、 株式交換、株式移転、株式分割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併比率、譲渡価額、割当比率、移転比率等につき中立的な第三者による算定根拠が示されているか</li> </ul>
ストックオプション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利行使価格が公正な価格であるか</li> <li>・権利行使による過度な株式価値希釈化の恐れはないか</li> <li>・付与対象者に社外監査役もしくは社外の第三者が含まれていないか</li> </ul>
買収防衛策導入・継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買収防衛策導入・継続につき十分な説明があるか</li> <li>・防衛策発動につき一定の独立性を確保していると認められる者の意見を反映する態勢が構築されているか</li> <li>・定期的に株主総会で継続是非を問う機会があるか</li> <li>・買収者に割り当てられた新株予約権につき、企業側が金員等の経済的対価を交付して取得しない旨が確認できるか</li> </ul>
特定株主からの自己株式取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得価格が公正な価格であるか</li> </ul>

(注)二重下線の基準は2014年9月より適用開始

#### 4. 「要注視企業」について

- 当社では、株主利益の向上への取組みやコーポレートガバナンスの態勢・機能に問題があると考えられる企業については、要注視企業としてすべての議案について精査を行いません。対象とする企業は以下のような企業としています。

#### 《要注視とする企業の事例》

- ・上場企業のうち資本効率が低く、長期間にわたり株価が低迷している企業
- ・上場企業のうち株主還元が不十分とみなされる企業
- ・過去3期連続で無配となっている企業
- ・債務超過となった企業や継続企業の前提に関する監査意見が付された企業
- ・業績不振が継続し、回復の見込みがない企業
- ・反社会的行為の発覚等、コンプライアンス態勢に問題があるとみなされる企業

## 5. 議決権行使結果の公表方針

- 一般勘定の株式投資においては、中長期的な視点に立ち、リスクを抑制しながら運用収益を確保することがお客さまに対する当然の責務であると認識し、収益性や成長性が高い企業や、株主への利益還元に向きな企業を中心とした投資を実施し、投資先の企業価値増大に伴う株主としての利益を中長期的かつ安定的に享受していくことを基本的なスタンスとしています。
- なかでも、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すためには、企業とのコミュニケーションにより企業と認識の共有を図ることが重要と考えており、議決権行使についても企業との中長期的な視点での継続的な対話などを通じて経営陣との認識の共有に努めながら、個別議案についての賛否を判断しております。
- このような当社方針をご理解いただくため、議決権行使結果については、不賛同(反対・棄権)となった事例を示させていただく方法が適切であると考えております。実際の事例については、当社ホームページにおいて定期的にご紹介させていただきます。

## 6. 対話の実施状況

- 投資先企業との対話では、当社方針を説明して理解を求めるとともに、課題認識の共有を図り、今後の方向性などを確認しています。こうした対話を通じて、一部投資先企業では当社の要望が受け入れられ、以下のような事例を中心に、改善が実現、または実現される見込みとなっています。

### 《対話による改善事例(改善見込の事例を含む)》

- ・配当増額など株主還元の向上
- ・退職慰労金制度廃止を含む役員報酬制度の見直し
- ・買収防衛策の修正
- ・社外取締役不在企業における社外取締役の導入
- ・社外取締役の取締役会への出席率改善

## 7. 過去の不賛同(反対・棄権)事例

- 過去の事例としては、以下のような議案に対し不賛同の意思を表明しています。

### 《不賛同とした事例》

- ・長期業績低迷および無配企業における取締役への退職慰労金・弔慰金贈呈議案
- ・社外の第三者を対象を含むストックオプション議案
- ・買収者に割り当てた新株予約権について経済的対価を交付して取得する可能性のある買収防衛策議案

以上

## 特別勘定の議決権行使への取組みについて

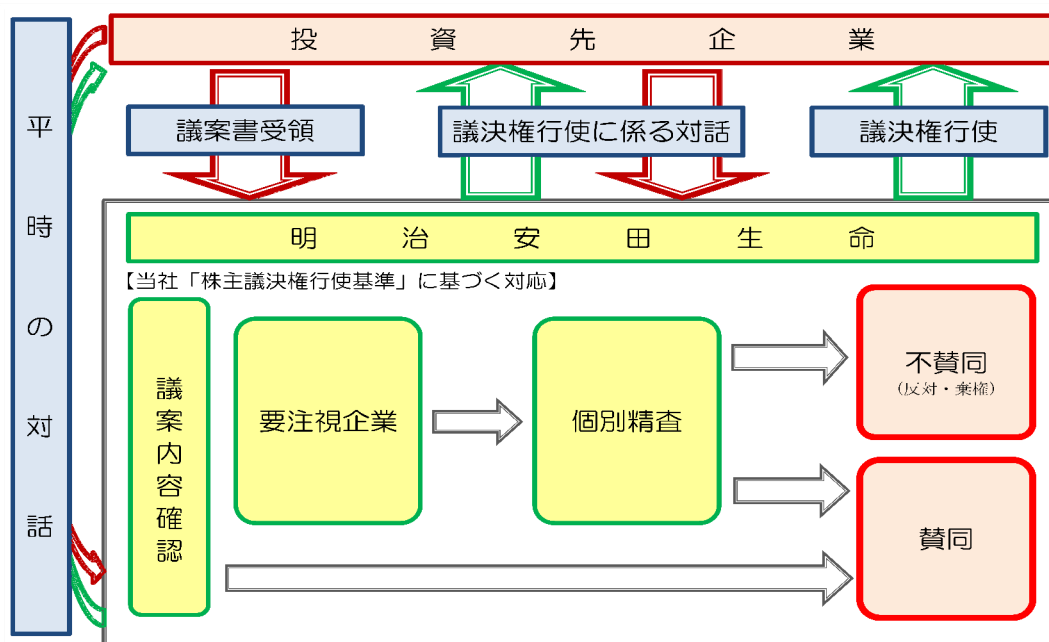
## 1. 議決権行使にあたっての基本的な考え方

- 投資先企業に、中長期的な企業価値の向上を通じた株主利益の拡大、および、その前提となるコーポレートガバナンスが十分機能した経営の遂行を求めます。
- 株主総会に提出された個々の議案については、すべての議案を確認し、運用実績がそのままご契約者に帰属するという特別勘定の商品特性を踏まえ、特別勘定のご契約者からお預かりしている資金を誠実にかつ注意深く運用するために、株主として必要な働きかけや意思表示等を行ないます。
- 「『責任ある機関投資家』の諸原則<<日本版ステュワードシップ・コード>>」が対象とする国内上場株式会社については、平時からの企業との対話などを踏まえて議決権行使を行ないます。

## 2. 議決権行使のプロセス

- 個別議案の議決権行使にあたっては、上記の基本方針に従い、当社のルールに基づいて実施します。
- すべての議案内容を確認し、精査することが適当と考える企業を「要注視企業」(後述3. 参照)として選定のうえ、全個別議案につき精査のうえ賛同・不賛同の判断を行ないます。
- 議案の内容につき、必要に応じて企業との対話を実施します。
- 上記のプロセスを経たうえで、平時における対話内容も踏まえながら、最終的な賛否判断を行ないます。

## ≪議決権行使プロセス(イメージ)≫





### 3. 「要注視企業」について

- 要注視企業の選定については、保有割合や株価のパフォーマンスなどの定量基準に加え、下記の定性基準を考慮します。
  - ①法令違反などの反社会的行為が行なわれていないか
  - ②情報開示姿勢に問題はないか
  - ③企業の継続性に問題はないか

### 4. 周知期間

- 上記ルールに従った議決権行使は、金融庁と東京証券取引所が主導して策定作業を進めている「コーポレートガバナンス・コード」の企業間浸透期間も見据え、2016年4月(2016年1月決算期銘柄対象)から開始することを予定しています。それまでは、一般勘定のルールに基づくこととし、その間、投資先企業へ上記特別勘定ルールの周知を進めます。

### 5. 議決権行使結果の公表方針

- 2016年4月行使分以降、議決権の行使結果について、議案の主な種類ごとに整理・集計して当社ホームページにおいて公表します。

以 上